

日住協 第374号
平成25年3月15日

会員各位

一般社団法人 日本住宅建設産業協会
政策委員長 花 沢 仁

消費税率引上げに係る経過措置について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきましては、消費税法の一部を改正する法律案附則第5条第3項において経過措置が規定されていたので、昨年7月に日常業務にご留意いただきたい旨、ご連絡をさせていただきました。

その後、ご承知のとおり同法律案は昨8月に成立・公布されていましたが、一昨日（3月13日）消費税法施行令の一部を改正する政令が公布され、同令附則第4条第5項において、一定の分譲契約も経過措置の対象に含まれる旨が明文化されています。なお、当該規定は、前回（平成9年）の引上げ時と同内容となっています。

今後、関連通達も予定されておりますが、こちらにつきましても、前回（平成9年）の引上げ時と同内容となる見込みで、今月中に策定される予定とのことです。

つきましては、下記資料を送付しますので貴社関係部署へ周知をお願い申し上げます。

敬 具

記

送付資料

- ・「消費税法施行令の一部を改正する政令」(平成二十五年政令第五十六号)
- ・「消費税率引上げに係る経過措置について」

本件に関するお問い合わせ

03 3511 0611 事務局：澁田、嘉屋本（かやもと）

H25.03.13消費税経過措置（政令）

消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第五十六号）（抄）
附 則

（旅客運賃等の範囲等）

第四条（略）

2～4（略）

5 改正法附則第五条第三項に規定する政令で定める契約は、測量、地質調査、工事の施

工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含む。）で、仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているもののうち当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの（建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものを含む。）とする。

6・7（略）

【参考】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）（抄）
附 則

（旅客運賃等の税率等に関する経過措置）

第五条（略）

2（略）

3 事業者が、平成八年十月一日から平成二十五年十月一日（以下この項から第五項まで

及び附則第七条第一項において「指定日」という。）の前日までの間に締結した工事（製造を含む。）の請負に係る契約（これに類する政令で定める契約を含む。）に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等（指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。）に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

4～8（略）

H25.03.13経過措置イメージ

消費税率引上げに係る経過措置について
マンション等の分譲契約についても、注文者が壁の色又はドアの形状等について特別の注文を付すことができることとなっている場合には、上記請負契約と同様の経過措置が適用されることとなる見込み（改正消費税法に基づく通達にて規定される見込み）

（参考）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24年法律第 68号）（抄）
附則第 5 条第 3 項 事業者が、平成八年十月一日から平成二十五年十月一日（以下この項から第五項まで及び附則第七条第一項において「指定日」という。）の前日までの間に締結した工事（製造を含む。）の請負に係る契約（これに類する政令で定める契約を含む。）に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、（中略）、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

消費税法施行令の一部を改正する政令（平成 25年政令第 56号）（抄）
附則第 4 条第 5 項改正法附則第五条第三項に規定する政令で定める契約は、（中略）、その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含む。）で、仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているもののうち当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの（建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものを含む。）とする。

消費税改正通達 1 - 6 - 12（抄） 前回税率引上げ時の通達（平成 7年 12月策定）
また、建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものも含まれますが（改正令附則 4 ）、これには、譲渡契約に係る建物について、注文者が壁の色又はドアの形状等について特別の注文を付すことができることとなっているものも含まれますので留意する必要があります。